

速報！ユウワ通信

グループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧事業）について

先日、政府は熊本地震で被災した中小企業の復旧を支援する新たな補助金制度を創設する方針を固めました。

新たな補助金は東日本大震災で導入した「グループ補助金」の枠組みをもとに検討。対象は原則として、法律で規定された中小企業で、2社以上がグループになって事業計画を共同で策定し、補助金を申請する仕組みにする。

地震で損壊した建物や設備の修繕、建て替えなどにかかる費用が補助対象で、75%程度を国と県が補助する方向で調整している。残りは自己負担だが、優遇金利を適用する融資制度などを併用できるようにする。補助の上限は元の建設にかかった費用と同程度とし、既に自費で復旧した場合はさかのぼって申請できるようにする方針。

(西日本新聞経済電子版 5月20日)

なお、東日本大震災時に創設されたグループ補助金の概要は次のようなものでした。

事業の内容

(1) 概要

○中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を行う場合に、その費用に対して、3/4（国が1/2、県が1/4）を補助します。

○地域の商業機能回復のニーズに応えるため、共同店舗の新設や街区の再配置などを補助します。

(2) 条件

①対象者

中小企業グループ、商店街振興組合、まちづくり会社 等

②対象経費

施設費、設備費、市場調査費 等

商業等の賑わい創出のためのイベント等の事業費 等

※個々の構成員の施設・設備及びグループ等の共有施設・設備のいずれも対象

③補助率

3/4（国1/2、県1/4）

※上限は元の建設にかかった費用と同程度

※既に自費で復旧した場合は遡及可能

※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能。

事業イメージ

(1) 施設等の整備等

・震災により損壊等した施設等の復旧等を支援します。

・その際、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売り上げ回復が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取り組み（「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「新市場開拓調査費」、「生産効率向上」、「従業員確保のための宿舍整備」等）の実施を支援します。

(2) 共同店舗の新設や街区の再配置等

共同店舗の設置、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。

補助スキーム

補助金を受けたいグループ等は、当該グループ等の復興事業計画を策定し、県に提出します。

県は要件に該当する計画の認定を行い、国から県への交付決定を受けて、補助を行います。

詳細は上記東日本大震災時のものとは変わる可能性があります。概ね上記のような内容になると予想されます。